

町民各位**平成30年度高齢者肺炎球菌ワクチン定期予防接種について**

小鹿野町長 森 真太郎

高齢者肺炎球菌ワクチンは平成26年10月1日より予防接種法に基づく定期予防接種となりました。予防接種を希望される方は、下記内容をご覧ください。 (気にかかる事やわからないことがあれば、受ける前に保健課へお問い合わせください。)

1 肺炎球菌とは？

肺炎球菌性肺炎は、成人肺炎の28%ほどを占め、特に高齢者での重篤化が問題になっています。

2 予防接種の有効性

高齢者の発症・重症化予防に有効であることが確認されています。予防接種を受けてから、^{めんえきりょく}免疫力が^つつくまで3週間ほどかかり、その有効期間は、5年以上とされています。インフルエンザワクチンとの併用により効果的に肺炎を予防できます。

3 対象者および条件

過去に1度も高齢者肺炎球菌予防接種をしていない方(未接種)で下記の年齢に該当する方

- ①経過措置のため、平成26年度から平成30年度までの間は、前年度の末日時点で、64歳、69歳、74歳、79歳、84歳、89歳、94歳、99歳の人(当該年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる方)が対象です。

【平成30年度(平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間)は、下記の方が対象となります】

<対象者>	<生年月日>	
65歳となる方	昭和28年4月2日生	～ 昭和29年4月1日生
70歳となる方	昭和23年4月2日生	～ 昭和24年4月1日生
75歳となる方	昭和18年4月2日生	～ 昭和19年4月1日生
80歳となる方	昭和13年4月2日生	～ 昭和14年4月1日生
85歳となる方	昭和 8年4月2日生	～ 昭和 9年4月1日生
90歳となる方	昭和 3年4月2日生	～ 昭和 4年4月1日生
95歳となる方	大正12年4月2日生	～ 大正13年4月1日生
100歳となる方	大正 7年4月2日生	～ 大正 8年4月1日生

- ②60歳以上65歳未満の人であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する方及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方

4 予防接種の受け方

保健課(保健福祉センター内)で接種歴を確認し、予診票等をお渡ししますので、必ず保健課窓口までお越しください。予防接種は予診票を持って委託医療機関で接種をしてください。

※定期接種の期間は平成31年3月31日までです。期間を過ぎた接種は、全額実費負担となりますので、ご注意ください。

5 接種回数

1回のみ

6 予防接種費用

1,500円です。(接種費用8,000円のうち、町から6,500円を助成しています。予防接種を受けた委託医療機関にお支払ください。)

7 救済制度について

- 定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。
- 健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児療育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了するまたは障害が治癒する期間まで支給されます。
- ただし、その健康障害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因(予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等)によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。

8 その他

小鹿野町では、引き続き70歳以上の高齢者の方に任意で受けられる助成制度があります。

問い合わせ・申請窓口：小鹿野町保健課 (保健福祉センター) 75-0135

※申請は、平日8時30分から17時15分までの受付となります。

